

令和4年5月9日

国道評第9号

北海道開発局長
各地方整備局長
沖縄総合事務局長 } 殿

国土交通省
道路局長
(公印省略)

国家戦略特別区域において民間事業者が設置者となる場合の「道の駅」登録・案内要綱の廃止について

これまで、「道の駅」の設置者については、「道の駅」登録・案内要綱（平成5年2月23日付建設省道企発第19号道路局長通達、最終改定平成30年11月19日付国道評第13号道路局長通達）2.ト.により、市町村又は市町村に代わり得る公的な団体を原則として、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第2条第1項に定める国家戦略特別区域（以下、「特区」という。）に限り、「国家戦略特別区域に係る「道の駅」登録・案内要綱等の取扱いについて」（平成29年1月11日付国道企第43号道路局長通達）の「国家戦略特別区域において民間事業者が設置者となる場合の「道の駅」登録・案内要綱」（以下「特区要綱」という。）に基づき、民間事業者を認めてきたところである。

今般、特区における検証を踏まえ、特区要綱を廃止することとしたので通知する。なお、今後は、特区に限定せず、「道の駅」の設置者となる市町村に代わり得る公的な団体に、市町村の公的関与を条件に民間事業者を加えることとし、具体の運用は別に定める。